

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	農産園芸課長 森上 浩平	電話番号	0852-22-5123
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	いのち育む島根の『環境農業』推進事業		
目的	(1) 対象	有機農業を始めとする環境保全型農業実践農業者及び志向農業者	
	(2) 意図	環境保全型農業に取り組む農業者を増やす。	
事業概要	環境保全への関心や、食の安心安全への意識が高まる中、農業生産活動において環境農業の推進を効率的かつ効果的に行うため、推進体制の整備を図ると共に、実証ほの設置や販路開拓等による技術普及及びマーケティング活動を実施する。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	目標値	2,420.0	2,760.0	3,100.0	3,440.0	3,780.0	ha
	式・定義	有機農業面積+県100%農産物推奨面積+つや姫作付面積	実績値	1,954.0					
			達成率	80.8	-	-	-	-	%
2	指標名	エコファーマー認定件数の累計（平成24年度以降）	目標値		2,306.0	2,391.0	2,477.0	2,563.0	人
	式・定義	平成23年度末のエコファーマー数に平成24年度以降の新規認定数を累計したもの	実績値	2,211.0					
			達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	6,066	6,734
うち一般財源(千円)	5,645	6,205

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

〇県100%農産物推奨面積について順調に推奨面積は増加していたが、平成27年度は栽培管理責任者としてJA地区本部単位で推奨を米で受けていた所が、独自の特裁基準を設定されたことにより推奨を受けなかったこともあり、推奨面積が大幅に減少した。【推奨面積】H24年度(1,191ha)→H25年度(1,199ha)→H26年度(1,243ha)→H27年度(842ha)
 〇つや姫作付面積は、（一社）日本穀物検定協会が実施している「米の食味7ツツ」で平成26年度に続いて、平成27年度も最高7ツツの特Aを獲得しており栽培面積も順調に増加しているが、近年はペースは落ちてきている。【栽培面積】H24年度(282ha)→H25年度(564ha)→H26年度(704ha)→H27年度(712ha)
 〇エコファーマー認定件数は、新規で75名と順調に増加しているがペースは落ちている。【認定件数実績（人数）】H24年度(151名増)、H25年度(120名増)、H26年度(82名増)、H27年度(75名増)

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- ・エコファーマーを要件とする環境保全型農業直接支払交付金の要件変更もあり、申請者数が増加したことで着実に認定者数は増えた。
- ・平成26年3月の島根県エコロジー農産物推奨制度要領改正時に、事務負担の軽減等を目的として、手続き方法や記入様式の簡素化、推奨要件の拡大を行ったことにより、特に新規就農者や集落営農組織の申請件数増加が図られた。
- ・平成24年度から水稻の県推奨品種として、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインを基準とした、特別栽培米の「つや姫」を導入しており、これまで慣行栽培のみだった農家に対して、特別栽培への意識も高まり、エコファーマーの申請も増えた。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
 - ・農業全体の問題でもあるが、5年間のエコファーマーの認定更新時に高齢を理由に更新を行わない農業者が多く見られる。
 - ・島根県エコロジー農産物推奨制度については、つや姫を含め、推奨要件を満たしていても未申請であることや、これまでの申請者であっても、次年度の申請を行わない方がいる。
 - ・一般消費者に対して、環境にやさしい農業への理解が思ったより広がっていない。
- ②困っている状況が発生している「原因」
 - ・生産者が単に推奨を受けたマークを貼り付けて通常通りの販売を行うだけでは価格にはなかなか反映されず、事務手間を上回るほどのメリットが感じられていないと見受けられること。
 - ・県の環境保全型農業の取り組み全般に対してまだまだ生産者や消費者へ周知不足であること。
- ③原因を解消するための「課題」
 - ・生産者に対して、環境保全型農業の内容や島根県エコロジー農産物推奨制度の活用方法を理解してもらう必要がある。
 - ・消費者への環境農業に関する制度PR等を行い、通常の農産物との差を理解していただくことで、販売面でのメリットを確保する必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・エコファーマーを要件とする環境保全型農業直接支払交付金の内容について、生産者や関係機関への情報発信や事例紹介等により、エコファーマーの理解を深めることで、申請者数の増加につなげる。
 ・生産者や消費者に向けて、課で運用しているフェイスブックページ等、情報発信媒体を利用して、県エコロジー農産物を主とした特別栽培農産物のPRをすることによって、新たな掘り起こしを図る。

・課(室)内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効率的・効果的に行ってください。
 ・上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

9. 追加評価（任意記載）